

(様式第1号)

令和元年度 第2回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	令和2年2月26日(水) 10:00~12:00	
場 所	芦屋市役所 東館3階 大会議室	
出 席 者	委員 長 寺見 陽子 副委員 長 鎮 朋子 委 員 鈴木 友典 委 員 野村 智子 委 員 矢尾 芳 委 員 綿貫 敦子  事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹(施設整備担当課長) 伊藤 浩一 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課主査 内野 裕太 こども・健康部子育て推進課主事 藤田 翔子 こども・健康部子育て推進課主事 片岡 睦美  関係課 こども・健康部主幹(子育て施設担当課長) 長岡 良徳 こども・健康部子育て推進課保育係長 池永 直子 こども・健康部子育て推進課主任 辻岡 ひろみ	
事 務 局	こども・健康部子育て推進課	
会議の公開	公 開	
傍 聴 者 数	4人	

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

【報告事項】

- (1) 市立幼稚園・保育所のあり方について

【協議事項】

- (1) 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について
- (2) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

## 2 提出資料

資料1 市立幼稚園・保育所のあり方について

資料2 芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会の今後のスケジュールについて（市立打出保育所及び市立大東保育所の民間移管）

資料3-1 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所移管事業者募集に係る条件の概要（案）

資料3-2 移管前の保育内容等について（案）

資料3-3 資料3-1と保護者の方から頂いたご意見との比較に係る補足資料

資料4 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所移管先事業者の選定方法等（案）

資料5 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所移管先事業者選定基準（案）

資料6 採点方法について（案）

資料7 第1次審査～第3次審査のタイムテーブル（案）

参考資料A 保護者の方から頂いたご意見に関する資料（打出保育所）

参考資料B 保護者の方から頂いたご意見に関する資料（大東保育所）

参考資料C 合同・引き継ぎ保育に関する参考資料

参考資料D 芦屋市立打出保育所・芦屋市立大東保育所における全体的な計画等

## 3 審議経過

<開会>

### （1）開会の挨拶

（事務局伊藤） 現在、幼児教育・保育は、「量の確保」と「保育の質の向上」におきまして、大きな変化の中にあります。

今回の移管におきましても、こういった「量の確保」と「保育の質の向上」の両面に関わってまいります。

「量の確保」につきましては、今回の案件では直接定員数を増やすわけではありませんが、間接的な関連性があります。「保育の質の向上」につきましては、直接的に関連してきます。

今回の移管により、令和4年度から事業者による保育の提供が始まります。移管時に在籍している子どもから、今後、長い将来に渡り多くの子どもの保育を提供していくことになります。

こういったことから、移管を受ける事業者には、保護者の方や地域、行政とも協同して保育の質の向上に努力いただくということが、重要なこととして、求めるものとなります。

この内容は、伊勢幼稚園敷地への誘致や今まで行ってきた誘致と全く同じことです。

つまり、今回は、民間移管として、特殊な議論や視点が必要な事案ではなく、根本的には子どもたちの笑顔を継続していく、保護者の方と協力していく、ということに関しては民間の誘致も民間移管も同じことですので、よりよい事業者に多く応募いただいて、その中からよりよい事業者の選定を行うということ

に変わりはありません。

打出保育所及び大東保育所の活動と全く同じ活動を行う事業者ではなく、在所児童や保護者の方への配慮を十分に行ったうえで、より良い保育を行う事業者の選定をしたいと考えております。

また、本日の選定委員会を開催する前に、打出・大東保育所の保護者の方には、移管に係るアンケートや説明会へのご参加、意見交換の場を設けていただくなど、多大なご協力をいただき、誠にありがとうございました。

#### 【事務局挨拶】

#### (2) 会議運営上の説明

(事務局片岡) 事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。

芦屋市情報公開条例第19条により、会議は公開が原則となっております。

会議における発言内容や委員名は公開が原則です。議事録を正確に作成するために、会議内容は録音させていただきたいと思っております。また、ご発言の際には委員長の名指を受けてからご発言いただきますようご協力をお願いいたします。

続きまして本日は委員6名の内、6名が出席ということで、会議が成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の会議の傍聴を希望される方が4名おられます。

(委員長) 委員の皆さま、ただいま事務局から説明がありました委員会の公開の件についてはよろしいですか。

#### 【全員異議なし】

(委員長) それでは傍聴者の方に入場してもらってください。事務局から本日の資料の確認をお願いします。

#### 【事務局より資料確認】

#### <議題>

#### 【報告事項】

#### (1) 市立幼稚園・保育所のあり方について

(事務局内野) 資料1「市立幼稚園・保育所のあり方について」をご覧ください。

こちらの資料は、現在本市で取組を進めております「市立幼稚園・保育所のあり方」について図示したものです。図の見方ですが、左側の列が市立幼稚園、真ん中の列が今回変化のあるところ、右側の列が市立保育所、さらに一番右側の列が待機児童などの状況の数字を記載しており、このような4列で表示しております。また、北から南へ順番に上から下へという流れでございます。なお、待機児童数については令和2年2月現在の数値を、増設見込の値については、既に整備をしている内容も含めた値を記載しております。

このうち、資料中ほどに示している精道圏域の一番下側、伊勢幼稚園敷地を活用した私立認定こども園の整備につきましては、過日の委員会でご審議を頂き、令和元年12月9日より事業者の募集を開始いたしました。その後、本年(令和2年)1月末に事業者からの応募書類の受付を行い、現在は令和2年3

月中旬に開催を予定している委員会に向け、事務局にて資料の整理を進めているところです。

本日の委員会におきましては、その少し上にございます、芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について、ご審議をお願いいたします。具体的には、令和4年4月より、それぞれ運営主体を市から民間事業者に移管することとしているものですが、本委員会では今後どのように取り組んでいくかという点につきましては、次の資料でご説明をさせていただきますので、資料2「芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会の今後のスケジュールについて」をご覧ください。

スケジュールは打出・大東保育所で同じものとなっております。

それぞれ、本年の6月に事業者募集を開始し、12月に事業者の決定を予定しております。また、事業者決定後、準備が整い次第、当該施設に在籍されている子どもの保護者、移管先事業者及び市が参加する三者協議会等、移管に向けた準備を進めていく予定としております。なお、三者協議会等の詳細につきましては、後程協議事項としておりながらご説明をさせていただきます。

(委員長) 事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いいたします。

(綿貫委員) 三者協議会の三者というのは、事業者、保護者、市職員とのことですが、この市職員とは、子育て推進課の方と公立の保育士ということでしょうか。

(事務局伊藤) まだ確定はしていませんが、その方向で調整しています。

(委員長) 事務局は次の説明をお願いします。

#### 【協議事項】

(1) 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について

(事務局内野) それでは、協議事項の項番1「芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について」を説明させていただきます。ここからの説明は3つのパートに分けて説明をさせていただきます。最初に、募集条件案の概要について資料3-1と資料3-2を用いて説明させていただきます。次に、募集条件の概要案と保護者の方から頂いているご意見とが一致していない主要な点について、資料3-3を用いて説明させていただきます。最後に、資料4から資料7を用いて、選定の方法やタイムテーブル等について説明をさせていただきます。

なお、募集条件の概要案、選定の方法やタイムテーブル等に係る資料につきましては、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度が開始することに向けた取組から数えますと、幼保連携型認定こども園の公募については伊勢幼稚園敷地に係る公募を含めて4回、認可保育所の公募については1回、小規模保育事業の公募については3回行っておりまして、それらの内容を基に整理させていただいております。そのため、ここからの説明につきましては、時間の都合上今回の募集における特徴的なことや前回からの修正点等を中心に説明をさせていただきますので、あらかじめご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

また、資料についての説明の後、事業者を募集する際の条件などについて協議を頂きたいと考えておりますが、そこで頂く内容の取り扱いについて、あらかじめご説明をさせて頂きたい点がございます。

協議により頂いた内容につきましては、市としてその対応を検討させていただきます。

すが、予算や人員などの関係もありますので、全ての事項をそのまま反映させることが難しい場合もあります。最終的には、市がいただいたご意見を踏まえ、決定させていただきましますので、あらかじめご了承を頂きますようお願いいたします。

それでは、資料3-1及び資料3-2について15分程度でご説明させていただきます。資料3-1「芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所 移管事業者募集に係る条件の概要(案)」をご覧ください。

まず、表題の下の部分の1段落目をご覧くださいと、移管先事業者を募集するという内容とともに、(※1)と記載しております。こちらについては、その少し下に、四角の囲みで記載しているところをご確認いただけるかと存じますが、そのなかの※1として、移管先事業者の募集は市立打出保育所・大東保育所それぞれに行う旨を記載しているものとなります。

次に、表題の部分の下の2段落目、「移管にあたっては…」という部分には、市立打出保育所・大東保育所の保育内容等を、移管後に継承することについて記載しております。具体的には、移管前の保育内容等を移管後に継承することを基本としたうえで、事業者と市が相互の理解・学びあいのもとで、より一層質の高い保育の提供を共に目指すこととしております。あわせて、(※2)としまして、先ほどの四角の囲みのなかで、応募にあたって別紙1(資料3-2)という資料を確認するよう求めています。

それではお手数ですが、資料3-2として配布しております、「移管前の保育内容等について(案)」というA4横置き資料をご覧くださいませでしょうか。

市立打出保育所・大東保育所における保育内容等の詳細については、事業者決定後、移管に向けた引き継ぎにおいて、市から事業者に伝達する予定としておりますが、応募段階においても、事業者にはその内容を一定ご確認いただきたいと考えたことから、内容の一例をまとめているものです。個々の内容については説明を割愛させていただきますが、表で記載している部分の上側、四角囲みで記載している部分の、「※1」としている部分をご覧くださいませでしょうか。ここは、「継承することを基本に」という点をより具体的に記載している部分であり、「取組の趣旨を踏まえたうえで、児童の興味・関心やその他の状況等にあわせて、よりよい保育や施設運営を目指す取組・活動等を実施することは可能とする」としてあります。

移管前の保育内容等の継承ということ考えたとき、取組や活動等の全てを変化させないようにすべきだという観点も1つではございますが、通常、どの保育施設におきましても個別の取組や活動等は、その趣旨を踏まえたうえで、その時々の子どもたちの興味・関心等にあわせて変更等を行い、よりよい保育の提供を目指して実施しておりますので、移管にあたっては、子どもたちの興味・関心等によらず、移管前の取組や活動等をそのまま実施することとはしていません。

ただし、民間移管ということ踏まえ、子どもや保護者の方にとっての変化をできる限り少なくするため、「児童・保護者にとっての環境変化に対して、十分な配慮に努めること」としてあります。

それでは、資料が前後して申し訳ございませんが、再度、資料3-1「芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所 移管事業者募集に係る条件の概要(案)」をご覧くださいませでしょうか。

先ほどの続きとなる3段落目には、事業者に、保護者の方とどのような関係性を築いて頂きたいかという部分に着眼し、保育の実施に関して求めることを記載しております。事業者が運営するのは「保育所」でございますが、子ども一人ひとりにとっては、「保育所」と「家庭」の両方が日常生活のなかで過ごす場であり、それぞれでの体験が相互に影響しながら、成長につながっていくものと考えております。したがって、保育所での保育だけ、家庭における保育だけを考えるのではなく、「保育所」と「家庭」、それぞれにおける保育について、事業者と保護者の方が連携・協力していくことが、子どもの成長等にとって重要であると考え、保育の実施に係る姿として、記載をしております。

続きまして個別具体的な条件の説明に移らせて頂きます。同じ頁の中ほど、項番1からご覧いただけますでしょうか。「移管対象施設」は、(1)芦屋市立打出保育所及び(2)芦屋市立大東保育所です。次の項番2「移管年月日」は両施設共に令和4年4月1日です。

項番3「土地・建物等の条件」につきましては、土地・建物の貸付け条件等について行政内部で協議を行っているところですので、「(調整中)」とさせていただいております。

次の頁、項番4「応募資格」をご覧ください。このうち、今回特に変更を行っている点として、(2)の条件があります。前半部分、「保育所」「幼保連携型認定こども園」の認可又は「保育所型認定こども園」の認定を受けた施設を現に運営していること、という部分は前回の募集と同様ですが、その運営期間については、前回は通算3年以上であったところ、保護者の方から頂いたご意見を踏まえ、1歳から5歳までの定員を設定した状態で通算5年以上としております。1歳から5歳までの定員を設定した状態としておりますのは、移管対象施設の定員設定が1歳から5歳までであることを踏まえたものであり、通算5年以上としておりますのは、1歳児で入所・入園した子どもが、卒所・卒園するまでの期間を通しての運営経験を求めるものです。

続きまして項番5「欠格事項」の(5)をご覧ください。こちらは事業者に求める経済的な条件に係る項目になりますが、土地や建物等の条件によるところがあるため、現在調整を進めているところです。

その下の項番6につきましては、説明を割愛させていただきます。

次の頁の項番7には、事業者選定等のスケジュールの概要を示しており、本年6月から公募を開始し、12月に事業者を決定したいと考えております。詳細につきましては、検討中です。

項番8から項番10までの説明は割愛をさせて頂くことといたしまして、項番11「利用定員等に関する事」をご覧ください。(1)といたしまして、令和4年度から令和7年度までの間は、「認可保育所」という施設種別及び移管対象施設における定員(定員の合計及び年齢別定員)についても継承することを原則としております。これは、民間移管という子ども・保護者の方にとっての変化に重ねて、さらに施設種別や定員の変更という変化が発生することについて、制限をかけているものです。令和7年度までとしておりますのは、市立・私立の両方の運営期間に在籍し、保育所における生活のなかで、民間移管に伴う環境変化を直接的に経験する子どもが全員卒所するまでとしているものであり、具体的には、令和3年度の1歳児クラスに在籍する子どもが卒所するまでの期間としたものです。

なお、令和8年度以降につきましては、市内の私立保育所と同様の取り扱いをするものとし、特段の条件設定は行っておりません。

次に、4頁目に移りまして、項番13「施設運営・事業内容に関すること」をご覧ください。下から3行目、(8)「病児保育事業について」という項目に、「病児保育事業（体調不良児対応型）を実施すること。」という記載がございます。こちらの事業は、市立打出保育所・大東保育所で現在も実施している事業であり、保育所で過ごすなかで子どもの体調が悪くなった場合等に、保護者の方にお迎えに来ていただくまでの間、子どもをお預かりするという事業です。例えば登所前の時点で発熱がある等、既に体調を崩されている子どもをお預かりするという事業の実施を求めるものではありませんので、念のためご説明をさせていただきます。

5頁目の項番14「職員の配置等に関すること」につきましては、本資料に記載している内容と、保護者の方から頂いたご意見が一致していない主要な点となりますので、後ほど別の資料で説明をさせていただきます。

それ以降もしばらく説明を割愛させて頂き、7頁目をご覧ください。紙面の下側、項番21「移管前の保育内容の継承等に関すること」について説明をさせていただきます。(1)「移管前年度（令和3年度）における移管対象施設への訪問」には、移管前の保育内容等の引き継ぎに係る条件を記載しており、令和3年度に事業者の職員が移管を受ける施設を訪問し、当該施設の職員（所長や副所長、保育士等）と共に移管前の保育内容等を確認すること等を求めています。8頁、9頁には係る内容を示しておりますが、後ほどの説明とさせていただきますので、10頁をご覧ください。頁の中ほど、(2)として「移管年度（令和4年度）における、市職員の施設への訪問等」という項目がございます。こちらは、私立施設として運営を開始する令和4年度に、市職員が施設を訪問し、移管に係る支援を行うものです。ただいまご紹介した2つの事項についても、本資料に記載している内容と、保護者の方から頂いたご意見が一致していない主要な点となりますので、詳細は後ほど別の資料で説明をさせていただきます。

続いて、11頁(3)「三者協議会の設置について」をご覧ください。こちらは、当該施設に在籍する保護者の代表の方、事業者及び市が参加し、移管に係る協議等を行うものです。開催期間等については「イ 実施内容等」に記載をしております。事業者決定後から令和5年度まで、1月に1回を目途に開催することとしております。

最後に、項番22「その他」の(2)をご覧ください。こちらでは、近隣にお住まいの方や保護者の方に向けた説明会の実施を事業者に求めています。保護者の方に向けた説明会については、先ほどご説明した三者協議会とは別に、引き継ぎの開始等にあわせて実施するものとしており、丁寧な説明を行うよう求めています。

資料3-1、3-2についての説明は以上です。

(事務局伊藤) 補足説明をします。

資料3-1 項番3「土地・建物等の条件」の(2)「建物の大規模改修等」について、調整中となっている点を、資料2を見ながら説明させていただきます。

芦屋市立打出保育所は昭和57年築、芦屋市立大東保育所は昭和63年築となっており、その間必要な補修は行っていますが、かなり年数が経っています。大東保育所は建物がしっかりしているのか、台風でも大きなダメージがありません。

ん。しかし、打出保育所は、雨や台風で雨漏りをする箇所があります。必要な補修は行っていますので、今すぐ建て替えが必要というわけではありませんが、経過年数が経っておりますので、令和3年度に大規模改修もしくは建て替えということを出出保育所の保護者の方には相談させていただいていました。

令和2年度の終わりには事業者が決まりますので、令和3年度に引っ越し、大規模改修もしくは建て替えを行い、令和4年度に引っ越しして、新しい園舎で民間移管を同時実施するという計画でした。その利点は、芦屋市はなかなか一時保育場所を確保することが難しいということもありますが、令和3年度であれば、市立精道こども園が令和3年度から新しい園舎に引っ越ししますので、市立精道こども園が使用している川西町の敷地を利用するというプランでした。

保護者の方と検討を続けていましたが、令和3年度の大規模改修もしくは建て替えではなく、令和7年度に実施したいと思います。公募までに表現方法は検討しますが、大東保育所の大規模改修等は記載せずに、打出保育所につきましては、令和7年度に大規模改修もしくは建て替えを実施する、一時保育場所については川西町の精道こども園敷地を活用するという形で募集要項に記載したいと思います。大規模改修に関しての市の補助についても、予算の成立が前提ですが、何らかの形で募集要項に記載したいと考えています。

2点目の補足事項につきまして、3頁の項番7をご覧ください。資料2と連動させたものになっています。例えば、「令和2年12月事業者決定」と記載していますが、第3次審査が12月にあるということではなく、12月までに行った選定の決定の公表を12月に行うと考えていただきたいと思います。第3次審査は11月中になるのではないかと思います。

また、「令和3年1月三者協議会」の設置ですが、ここに記載している内容は最速の予定になります。事業者が決定してから、設置までに準備が必要かと思っておりますので、最速で1月、遅くても年度内の3月までに設置したいと思っております。必ず1月に設置できるかと言われると調整しだいになります。

最後に、11頁項番22「その他」(2)の説明の中で「近隣にお住いの方や保護者の方に向けた説明会の実施」と申しましたが、近隣の方の説明会までは予定していません。保護者の方向けの説明会は実施予定です。今回の民間移管に限らず、誘致に関しましても、事業者が近隣の方へのご挨拶という形の中で説明を実施していますので、これは実施しますが、地域の方を集めての説明会までは予定していません。地域の方へと保護者の方への説明の方法が異なります。

補足説明は以上です。

(委員長) 事務局から説明がありましたが、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

(矢尾委員) 項番4「応募資格」について、話し合いの時に出ていた、株式会社を入れず、社会福祉法人に限定してくださいと伝えていて、市からは検討しますということでしたが、その文言がありませんが、どうなりましたか。

(事務局内野) 検討に時間を要しています。近年の公募では社会福祉法人を対象としていた一方、多様な設置主体の参入という観点からの検討が必要ということで、検討に時間を要しています。

(綿貫委員) 同じく、項番4「応募資格」(2)に「1歳から5歳までの定員を設定した状態で運営」と記載がありますが、0歳の定員があれば、その法人は対象外になりますか。

- (事務局内野) 0歳については問いません。
- (綿貫委員) 0歳の定員があってもいいということですね。また、項番14「職員の配置等に関する事」の保育士の条件も同じように0歳の経験の有無は問わないということですか。
- (事務局内野) はい。
- (綿貫委員) 3頁項番11「利用定員等に関する事」(1)について、令和8年度以降は認定こども園に移行することも含みますか。
- (事務局内野) 令和8年度以降は規制するということではありません。
- (綿貫委員) 7頁項番18「その他の保育内容等について」(2)について、今の大東保育所や打出保育所はすでに確保されていると思いますが、改めて移管後は芦屋市が確認するというのでしょうか。
- (事務局内野) 2以上の避難経路を確保することを条件として入れています。
- (綿貫委員) それは分かりますが、他市で条件を設定していたが、実際は設定していなかったという事例があったので、きちんと確認はされますか。
- (事務局伊藤) 防災計画を立てますので、その中で確認します。認可申請の時にも確認します。
- (綿貫委員) 同じく項番18「その他の保育内容等について」(3)の費用負担について、「原則として、市があらかじめ認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。」と記載がありますが、例えば、どのようなことがありますか。
- (事務局伊藤) 具体的な想定はしていませんが、打出保育所が遠足に行っていた回数以上に遠足に行ったり、行先が変わったりすると費用が変わる場合がありますし、私立では上乗せ徴収として、リトミックや英語をされるようなこともあります。実際にするかどうかは三者協議の中の話になるかと思います。協議の上で費用負担が変わることがあるのではないかと思います。
- (綿貫委員) その協議の上というのは、事業者と市ですか。それとも、保護者も含めた三者協議の上で市が認めたということでしょうか。保護者は言われる前に分かるのでしょうか。
- (事務局伊藤) 上乗せ徴収を行う時に、在園時全員を対象として行うこともあれば、希望者のみというやり方をしているところもあります。全員を対象とするのであれば、保護者の理解も必要ですし、書面も必要になります。希望者を対象とするのであれば、その保護者との合意の上で行うことになるかと思います。事業者がどのように計画しているのかで変わってくるかと考えています。
- (綿貫委員) 次回に返事いただきたいのですが、8頁について、「原則、移管日から1年間、移管予定施設での勤務を予定する職員とする。」と記載がありますが、1年限定なのか、1年以上なのかということが気になりましたので、次回教えていただきたいと思います。
- (委員長) 細かい回答に関しましては、次回、私たちも一緒に検討したいと思います。事務局は次の説明をお願いします。
- (事務局内野) ここからは、資料3-3の説明に移らせていただきます。  
さて、今回の移管に関しまして打出・大東保育所の保護者の方と、意見交換をさせていただきました。意見交換にあたりましては、保護者の方に休日に市役所までお越しいただいたり、アンケートへのご協力や説明会にご出席いただくなど、大変ご負担をお掛けいたしました。  
こうしたなかで、保護者の方からご意見をいただいておりますが、様々な理由

によりまして今回ご説明しております募集条件と一致しない点があります。その主な点について整理したものが、資料3-3となっており、これらについて募集要項への反映をどうすべきかご協議をお願いしたいと考えております。

なお、本日もご説明をさせて頂いている内容以外にも、保護者の方からは様々なご意見を頂いており、主なご意見については別途「参考資料A」及び「参考資料B」としてお配りをさせて頂いておりますので、改めてご確認を頂ければと存じます。

それでは、資料3-3をご覧ください。

この資料では大きく6点に分けて、整理しております。各項目の表の左側に資料3-1や3-2における記載を、右側に保護者の方から頂いたご意見を、それぞれ抜粋して整理しております。

まず、項番1「移管前の保育内容等の継承について」です。

資料3-1における考え方といたしましては、既にご説明をさせて頂きましたとおり、移管前の保育内容等を継承することを基本としておりますが、個別の取組や活動等は、その趣旨を踏まえたうえで子どもの興味・関心等に合わせた変更等を行い、よりよい保育の提供を目指して実施することとしております。

他方、保護者の方からは、打出・大東保育所で行われている保育の質を引き継ぐこと及び、移管の際の子どもへの影響を少しでも減らすという観点から、「事業者は、最低でも移管後の1年間は公立の保育を完全に引き継いだ保育を実践する努力をすべき」であり、「引き継ぎ保育期間については、優先すべきは自分たち（事業者）の理想や保育論ではなく、「文化の継承」である」というご意見を頂いており、考え方が一致していない点となっております。

次に、項番2「応募資格について」をご覧ください。

応募資格については、資料3-1の説明において、5年間の施設運営に係る経験等の条件についてご説明いたしましたが、保護者の方からは、それに加えて「少なくとも移管対象施設の定員数以上、それが不可能であっても当該定員数に近い人数（一時預かりを除く）の子どもが在籍する保育施設を、現在も継続して運営していること」を条件とするべき、というご意見を頂いております。

この点について資料3-1でどのように考えているか、ということでございますが、移管対象施設の定員設定をみますと、打出保育所の2歳児については2クラスございますが、その他は全て年齢あたり1クラスであり、著しく規模が大きいとか、特殊なクラス編成であるとは考えにくく、1歳から5歳までの定員を設定した施設の運営経験の他に、施設規模に係る特段の条件を求めることまでは考えていないところです。

また、条件として設定をするということは、事業者が実施している保育の内容等に関わらず、施設規模のみで一律に選定の対象から排除するということとなりますので、資料3-1においては、一律に選定の対象から排除することにはせず、事業者の力量を評価し、選定するというところで考えております。

他方、保護者の方からは、施設の運営能力の観点から、事業者には移管対象施設と同程度の定員規模等の施設運営経験が必要であり、それを募集要項に明示する必要があるとのご意見をいただいております。

続きまして、項番3「職員の配置等に関することについて」をご覧ください。

相違点の詳細は資料に記載しておりますので、この場では、主要な点と考えられる点を2点、ご説明させていただきます。

まず1点目は、実務経験に係る条件について、資料3-1では令和4年度から令和7年度までの時限的に経験年数などの条件を設定している点です。市としましては、本来、職員配置は、事業者が、職員の適正や人材育成などの観点から、適材適所により、責任を持って行うものであると考えておりますので、経験年数等に一律の制約を設けるべきでないと考えておりますが、今回は、民間への移管ということに鑑み、保護者の方からいただいている不安のお声を踏まえて制約を設けたものです。しかしながら、これを永続的に設定することは、本来的に好ましいとは考えておりませんので、移管から一定期間が経過する令和7年度までとしたものです。

他方、保護者の方からは、打出・大東保育所の保育を引き継ぐためには、現在配置されている職員の状況を踏まえた配置が必要であり、経験年数等に一律の制約を設定する必要があるとともに、この制約を時限的なものとした場合、期間終了後、制約がなくなることになり、それが人的な質の低下につながることから、時限的なものとすべきでないのご意見をいただいております。

2点目は、具体的な配置に係る事項に異なっている部分があるものです。

まず、各項目で共通する点としまして、資料3-1では、経験年数を求める部分で「概ね」をつけております。これは、経験年数を設定する主旨は、その項目の役割を果たす力量を備えていることを示す指標とすることですが、それは1つの参考値であり、必ずしも絶対値として取り扱うものとは考えておりません。このため、「概ね」とし、事業者の適材適所の配置を考慮したものです。

この点に関しまして保護者の方からは、基本的には絶対値として取り扱うべきであり、少なくとも「概ね」は1～2年程度ととらえるもののご意見をいただいております。

次に、施設長と主任保育士に共通する点としまして、クラスの担当経験を求めている点です。資料3-1では、「1歳児又は2歳児のいずれか」と、「3から5歳児までのいずれか」の経験としております。これに対し、保護者の方からは「1～5歳児クラスのすべての担当経験」が必要とされています。

それぞれの理由といたしましては、資料3-1では、一定の経験を設定するものの、すべての年齢の担当の経験を条件とすることは、実態上、必ずしも実施できることとは限らないことであり、また、保育内容を検討する際「1、2歳児」と「3歳児以降」で1つの区分けが一般的であることを理由としております。

他方、保護者の方からは、施設長や主任保育士は全体を統括する立場であり、また、保護者からの相談も想定されることから、様々な年齢の子どもについて把握している必要があり、すべての年齢を担当しておくことを条件として設定する必要があると頂いております。

次に、主任保育士につきましては、保育の実務経験年数に違いがあり、資料3-1では「10年以上」、保護者の方からの意見では「15年以上」となっております。

資料3-1では、国の調査による経験年数と、施設長と主任保育士が担う役割の違いから「10年以上」と設定したものです。保護者の方からの意見では、先ほどの点と同様に主任保育士は施設長とともに全体的な統括を役割とすることから、施設長と同じ「15年以上」とすべきといただいております。

次に、クラス担任につきましては、保護者の方からの意見には、各クラスに1名以上配置する条件に「乳児クラス（1、2歳児）・幼児クラス（3、4、5歳

児)それぞれの担当経験が1年以上ある者」があります。

これは、どの年齢のクラスを担当する場合でも、少なくとも1名の保育士については、それ以外の年齢層の子どもを担当した経験がある方が、よりよい保育ができるのではないかとするものです。

資料3-1では、職員の担当経験に係る現実性等を考慮し、1・2歳児クラスを担当する保育士であれば1歳児または2歳児の担当経験を対象に、3から5歳児クラスを担当する保育士であれば3から5歳児のいずれかの担当経験を対象にしております。

また、保護者の方からの意見には「認可を受けた教育・保育施設における勤務経験が5年以上ある者」を各クラスに1名以上配置する条件がありますが、こちらも、職員配置に係る現実性等を考慮し、資料3-1ではクラスを担当する保育士の1/2以上につき、この条件及び先程ご説明した担当経験の条件の両方を求めることとしております。

3頁目に移りまして、項番4「移管前年度(令和3年度)における移管対象施設への訪問」をご覧ください。

相違点の詳細は資料に記載しておりますが、主には訪問期間、訪問人数、訪問頻度に相違があるものです。例えば、資料3-1では、施設長予定者・主任保育士予定者について、令和3年4月から令和4年3月まで、月に5回程度の訪問を基本としておりますが、保護者案ではより訪問頻度を高めた内容で頂いております。また、保育を担う保育士の予定者について見ますと、資料3-1では移管前の3か月間、移管に伴い引き継ぎが発生する1歳～4歳児クラスを担当する予定の保育士が、市職員と共に保育に取り組むものとしておりますが、保護者案では、移管の1年前(令和3年4月)から令和3年12月までの期間も、移管後の保育所に配置予定の保育士数名をチームとし、ローテーションで派遣して、公立職員の行う保育を実地に見ながら引き継ぎを行うということで頂いております。その他、調理の担当や看護師として配置が予定される職員についても、資料3-1では移管前施設への訪問期間を移管前の3か月間としておりますが、保護者の方からは令和3年6月からの10か月間、訪問を行うという内容で頂いております。

これらの相違点が生じておりますのは、移管に当たり訪問期間・訪問人数・訪問頻度をどの程度設定することが必要と考えるかによるところです。

この点について資料3-1でどのように考え、円滑な移管を実現しようと考えているかということにつきましては、次の4つの点で検討したものです。

まず、1点目が、他市での実施状況です。参考資料Cを参照ください。これは、1頁目には募集要項記載分と保護者案について、2頁目には神戸市、尼崎市、吹田市の状況について模式化したものです。その他、図示はしていませんが、大阪府大阪市、高槻市、茨木市、横浜市なども確認しております。そういった中で、吹田市を除く他市は多少の違いはありますが、概ね資料3-1に記載の内容に近い状態です。吹田市は、その中では非常に期間等が長いものとなっております。

2点目が、人員を派遣する事業者の負担です。事業者が派遣する人員は通常事業者が運営している保育所等で勤務をしていることが考えられ、その中での派遣ということ踏まえると、一定負担を考慮の必要があると考えるものです。

3点目が、保育内容の継承の引き継ぎに必要な訪問期間等についてです。保育所での保育を考えますと、年間の計画から月間、週間、1日単位の取組へと細分化されますが、資料3-1に記載をしている1月あたり5日という水準は、概ね

週単位の計画の確認や振り返りを行うことを想定した水準です。これは、最低限度の設定ですので、行事や引き継ぎの状況などからこれ以上の訪問を必要とする場合も想定され、資料3-1にもその点について触れております。

4点目が、「移管に伴う子どもたちにとっての変化への配慮」という点についてです。事業者の職員が子どもたちと共に過ごすことによる慣れという部分につきましては、施設長予定者・主任保育士予定者は1年前から1月あたり5回施設を訪問し、担任保育士予定者は3か月間合同保育に取り組むとしており、一定の機会は確保しているところです。それに加えて、資料3-1においては、例えば、移管後の主任保育士予定者については、読み聞かせ等子どもたちとの関係づくりを狙いとした取組を行うこと等としております。

他方、保護者の方からは、他市での事故や子どもたちの様子の変化といった事例等から、吹田市での引き継ぎ事例を踏まえ、募集要項上の内容では不十分であると頂いております。

それでは5頁目に移りまして、項番5「移管年度（令和4年度）における、市職員の施設への訪問等」についてご説明をさせていただきます。表の左右で比較しますと、資料3-1は保護者の方のご意見に比べ、訪問回数等の具体的な記載が少なくなっております。この点につきまして、資料3-1では、在籍児童の状況や行事予定等を踏まえて訪問をしていくことを基本としているものです。

最後に、項番6「保育所名・クラス名・所歌」をご覧ください。保護者の方からは、移管に係る変化等を踏まえ、子どもへの影響を減らすために、これらはそのまま引き継ぐべきだというご意見も頂いておりますが、資料3-1にはこの条件の記載をせず、特段の制約を設けておりません。

これは、民間移管ということ踏まえ子どもや保護者への配慮は必要であることを前提としつつも、今後長期にわたり運営を担っていくのは事業者であり、事業者がその保育を考えや思いを表す一つの重要なものとして「保育所名・クラス名・所歌」はありますので、事業者が決定するものとして制約を設定しなかったものです。

長くなりましたが、事務局からの説明は以上です。資料4以降の説明につきましては後程とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

(委員長) 事務局から説明がありました。委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いたします。

(副委員長) 資料3-3の3頁、項番4「移管前年度（令和3年度）における移管対象施設への訪問」について、保護者の方から頂いたご意見と市の内容が記載されていますが、保護者の方から頂いたご意見のAについてですが、日数を限定するものではありませんか。4月～12月は実地を見ながら行い、日数は限定していないという理解でよろしいですか。

(矢尾委員) 話し合いの段階で日数を限定されることを避けられていたという経過があり、このような記載になりました。市からは三者協議会で日数や人数を決めると聞いています。こちらは譲歩した形となっています。

(副委員長) 2頁のクラス担任保育士のところで、クラスを担当するという文言は複数担任のクラスもあると思いますが、主担当者という理解でよろしいですか。

(事務局伊藤) 主担当者というイメージではありません。複数担任であれば、そのクラスを担当する人のうち、条件に合う人がいるということです。

(鈴木委員) 1点目は移管前年度に移管のために公立保育所に職員を派遣するとなってい

ますが、そのコストは事業者が負担し、市から補助はありませんか。それを条件とするという理解でよろしいですか。

(事務局伊藤) 他市の状況を確認すると、市からの一定の助成をしていることを確認していますので、まだ検討中ですが、その状況を踏まえて検討しています。

(鈴木委員) 2点目ですが、施設長、主任保育士の条件を満たしているかどうかの確認やモニタリングをする仕組みは考えていますか。また、実際に達成できていない場合、特に人の問題ですので、急に辞める、採用できなかった等、配置条件を満たさなかった場合、どのような対応を考えていますか。

(事務局伊藤) 事業者募集から提出された応募書類の中に、今の伊勢幼稚園敷地の公募でもそうですが、施設長等の経験年数を記載する欄がありますので、そこで確認ができるのではないかと考えています。

また、急に辞めるなどの状況は考えられますので、原則守っていただきますが、やむを得ない場合は市と保護者に確認した上で配置を可能とするという但し書きを考えているところです。

(委員長) 保護者の方のおっしゃっていることはごもっともだと思います。大事にしないといけない視点ですが、現実問題として、これだけの条件を満たした人が現実にいるのかなという問題と、実際に運用しだしたときを考えると、子どもの影響を考えれば考えるほど、両方の施設から大人が来て、大人がたくさんいるところに子どもが入る状況やその威圧感がどうなのかなと思います。たとえ1年間であっても、現実的に運営を考えるとどうかという視点も必要だと思います。

保育の内容や運営内容を伝承してほしい気持ちは十分に分かりますが、現実的に考えないと、運営が始まると逆に関係が悪くなるのではないかと危惧します。

「優先すべきは自分たち(事業者)の理想や保育論ではなく、「文化の継承」であるということ」ということについて、芦屋市の保育所保育の文化ということではよろしいですか。また、優先すべきは事業者の理想や保育論というのは、この前提にあることは特殊な保育論や特殊な理想を持っているのではないかとこの危惧を持つてのことでしょうか。保育というのは、その施設が保育の理想と保育論を持ってないといけません。どのように理解したらよろしいでしょうか。

(事務局伊藤) 「文化の継承」とは、基本的には打出・大東保育所で行われていた、保育者と子どものかかわり方について、非常に丁寧な印象をお持ちで、大事にしたいポイントではないかと市として捉えています。資料3-3のところにもありますとおり、最低でも1年間は引き継いだ保育をしてほしいという文章から、文化の継承とは、打出、大東保育所の活動内容を継続してほしいという趣旨だと推察しています。

もう1点の理念につきまして、それほど特殊な理念や保育論を持っている事業者を排除したいという警戒心よりも、打出・大東保育所の保育理念、保育活動を引き継いでほしいという趣旨で、特殊な理想、保育論からの警戒ではないと思います。

(委員長) 具体的に「打出・大東保育所の保育の理念や保育論を継承していくということ念頭に」と記載された方がいいと思います。文化という言葉が抽象的で読めば分かりますが、適切ではないのではないかと思います。次回またご意見を

出していただきたいと思います。

(野村委員) 次回は保護者の方から頂いたご意見と市の記載内容を、最終的にどのようにするのかという理解でよろしいでしょうか。というのは、この資料を拝見していると、応募自体があるのかどうか、理想が素晴らしいと思いますが事業者が手を挙げるのは難しいのではないかと、思うところもあります。この条件で大丈夫かどうか分かりませんが、ニュースを見て、保育士が足りないということは理解していますので、この条件を見て事業者が応募してくれるのか疑問です。

選定委員会も回数はあまりないと思います。次回、協議を行い、その後スケジュール的にはどのようにになりますか。

(事務局伊藤) 通常の公募であれば、1回で公募条件を決めていますが、民間移管になりますので2回を予定しておりますが、6月に公募を始めようと考え、3回目の協議ができるとして、4月に検討する場を設けることが最後ではないかと思えます。条件としてハードルが上がっていることはおっしゃるとおりです。他市の複数園の民間移管を複数回行っているところに確認しましたが、最近では、1つの保育施設の応募に3事業者は見込めないという状況があるということを知っています。その他市との応募資料の条件比較をすると、資料3-1の内容でも、かなりハードルは高くなっています。

(野村委員) ここで協議を行い、保護者の方に返す時間の余裕はありますか。

(事務局伊藤) 選定委員会でご意見をいただきましたら、そのご意見を踏まえまして、行政として決定します。保護者の皆様に説明会は実施するかもしれませんが、そこまでは考えていません。

(委員長) 保護者の方がおっしゃっていることはよく分かります。しかし、現実的に職員構成が高齢になります。その中で保育をするのがどうなのかと思います。職員は様々な年齢配置があった方が保育は安定するのではないかと思います。経験年数もあるにこしたことはありませんが、現実的な視点を考えなければなりません。

また、現在は保育の内容やスタイルが流動的に変わりつつあります。今後、これからの子どもの成長に応じた保育や社会的な動向を踏まえた保育をしなければならぬ状況が起こるであろうことが予測され、固定的に縛ってしまうと、かえって保育の質を低下させるのではないかと危惧します。保育を継承していただきたいという気持ちはよく分かりますが、今は過渡期です。在所児が卒所するまでは今のままの保育を行ったとしても、その後を考えると、保育所保育指針もその間に再度改訂されますので、トータルに考えないといけないのではないかと思います。文化の伝承をどのように捉えるのか、検討が必要ではないかと思えます。

(矢尾委員) 厳しい条件を出していることはよく分かっています。芦屋の今後の保育の未来を考えるのではなく、今いる子どもたちの環境が劇的に変わらないよう配慮してほしいということが一番大きいです。

他市の事例で移管直後から先生が全員変わって、新人ばかりになってしまった等、条件を守っていない事例も調べて、知っていますので、どうしても不安にならざるを得ません。そういう志の低い事業者が来ないようにと募集要項に盛り込まれるように話をしている経緯があります。

こちらも保育の現状がどうかということを知りたいと話を伺って、聞いた上で条件にさせていただきたいと話しをさせていただいています。何

も知らずに意見を述べているのではないということだけを理解していただきたいと思います。

(委員長) 保護者のお気持ちは十分に理解しております。ただ、おっしゃるとおり、保育の質等低下することを避けたいことは同じです。なので、論議をもっとした方がいいと思います。

事務局は次の説明をお願いします。

(事務局内野) それでは、資料4「芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所 移管先事業者の選定方法等（案）」をご覧ください。

基本的な資料の見方は、過日にご審議を頂きました、伊勢幼稚園敷地を活用した幼保連携型認定こども園の整備における資料と同じですので、前回からの修正箇所である朱書き部分を中心に説明をさせていただきます。

まず項番1「第1次審査（書類審査）」の、最初の2行の朱書き部分をご覧ください。この部分につきましては、過日にご審議を頂きましたのが、事業者が新規で施設を設置運営するという事案であったところ、今回は市立保育所の民間移管という事案でありますので、その差異を整理させていただいているものになります。

具体的には、今回の募集条件の案において、事業者決定後に職員同士の引き継ぎ等の移管に向けた準備を進めるものとしており、移管後の保育内容等については、移管前の内容を継承することを基本に、事業者決定後に構築を進めていくものとなります。したがって、審査においては、移管後の保育内容等に係る提案ではなく、事業者の現在の取組等をご確認頂き、移管後の良好な施設運営が期待できるか、その力量をもった事業者であるか等を審査いただくことを基本に整理しております。

なお、例えば収支計画や職員配置等、事業者が有する資源等の影響が大きいと考えられる内容につきましては、従前と同様に移管後の計画を審査するものとして考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、その下の表について説明をさせていただきます。

まず、表の見方から説明をさせていただきますが、一番左に「審査項目」という列を設け、上から順に「事業者の状況」「園の組織・体制」「園の運営」といった三つの点を審査いただきます。また、それぞれの審査項目に関して、その右側の「区分」という列において内容を細分化し、それぞれの区分において採点いただくこととしています。なお、一番右の列においては各区分を採点するためにより細分化した「審査・評価内容」を設け、それらを総合的に審査・評価いただく存じます。

次に、表における変更点について、5点、説明をさせていただきます。

まず1点目といたしましては、前回は幼保連携型認定こども園を対象としていたところ、今回は保育所を対象といたしますので、「教育」という文字や「1号認定子どもの選考方法」、「幼保連携型認定こども園として特に配慮する点」といった記載を削除しております。

2点目は、「園の組織・体制」の「全体計画」において、「定員区分」の文字を削除しております。これは、募集条件の案において、移管日から令和7年度までの間、移管対象施設における定員の継承を原則としているためです。

3点目は、同じく「園の組織・体制」の「職員の育成・配置」における「履歴書」の朱書き部分です。「園長」の表記を「施設長」に修正していることに加え、

主任保育士についても履歴書を求めるよう修正しております。募集条件の案において、施設長予定者及び主任保育士予定者は、移管前の1年間をかけて市立打出保育所・市立大東保育所の職員から引き継ぎを受けることとしておりますので、この役割を踏まえ、より詳細な審査・評価を行うこととしたものです。なお、その他の職員についても、移管前の保育内容等の引き継ぎにあたることを条件にしているところはございますが、予定者の配置につきましては、施設長予定者や主任保育士予定者が在籍児の様子等を確認しながら決定していくことも考えられますので、履歴書を求めることとはせず、配置の考え方を審査・評価するものとしております。

4点目は、「園の運営」の「地域との連携等」において、「家庭的保育事業等との連携」を削除しているものです。募集条件の案において、移管日から令和7年度までの間、移管前の定員の継承を原則としていることから、家庭的保育事業所を卒所した子どもの受入機能等については審査・評価の余地は少ないと考え、削除したものです。

5点目は、資料の裏面（2頁目）、「園の運営」の「その他の提案」において、「施設整備計画」であったところを「施設整備等計画」に修正しております。前回の募集においては、事業者が施設整備を行った後に運営を開始するという条件でしたが、今回は、移管と同時期の施設整備ではなく、一定の期間は既存建物を引き継いで運用することが想定されますので、施設の整備だけでなく維持管理という観点を含め、「等」の文字を追記しております。

それでは、続きまして項番2「第2次審査（事業者面接）」をご覧ください。2行目から3行目にかけて出席できる方の例示をしておりますが、3行目において「主任保育士予定者」を追加し、「設計担当者」を削除するという変更を行っております。この変更は、移管前の保育内容等の引き継ぎに当たる主任保育士予定者を追加するとともに、先ほどご説明をさせて頂いた施設整備に係る想定を踏まえ、設計担当者の例示を削除したものです。その下、6行目から8行目にかけて追記している部分は、第1次審査と同じ内容になりますので、説明は割愛させていただきます。

次に項番3「保護者による施設見学の実施」をご覧ください。こちらについては、保護者の方からのご要望を受け、今回追加した内容になります。

具体的には、令和2年度に市立打出保育所・大東保育所に在籍する子どもの保護者の方からご希望があれば、5名を限度に、第3次審査対象施設を見学することができることとしたものです。なお、1施設あたり5名としておりますのは、市立打出保育所・大東保育所の定員設定が1～5歳児クラスであることを踏まえ、各クラスからの代表者お一人を想定しているものです。

この施設見学は、※で記載をさせて頂いておりますとおり、事業者選定を行うものではありません。この点について、選定委員として委嘱をさせて頂いている方以外の方を含め、採点にあたり保護者の方でご相談をされたいというご意見も考えられるところではございますが、やはり委員でない方に採点に参加頂くということではできかねるところです。そのため、委員の方は施設見学への参加は不可、事業者に対しても第3次審査関係書類の準備等を求めない等の整理をさせていただいたうえで、見学に参加された保護者の方の感想については、選定委員の皆様にお伝えすることができるものとして、できる限りご要望にお応えをさせて頂こうとするものです。

なお、選定においては法人情報・個人情報も取り扱いますので、委員の皆様から委員でない保護者の方に、選定中の情報を提供するということとはできないものとさせていただくほか、事業者名や具体的な施設名等につきましても、見学に参加される方にとどめていただく運用を予定しております。

また、今回の取り扱いにつきましては、民間移管であるということを踏まえて整理をさせて頂いているものであり、今後、仮に設置運営事業者の募集事案が生じた場合において、同様の取り扱いを予定するものではない旨、お伝えをさせて頂きます。

その下、項番4「第3次審査（実地調査）」につきましては、対象が幼保連携型認定こども園から保育所となったこと等による変更ですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、資料5「芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所 移管先事業者選定基準（案）」をご覧ください。

こちらの資料は、第1次審査から第3次審査における、各審査項目等の配点と、委員の皆様にご採点をいただく際の主な着眼点を、先程の資料4にお示しした表の一番右側に追記し、審査における参考として活用していただくものとしております。

「審査項目」「区分」「審査・評価内容」は資料4でご説明をさせて頂いたとおりであり、「配点」は変更しておりませんので、「主な着眼点」について、前回からの修正箇所を中心に説明をさせていただきます。なお、事業者にご提出いただく応募書類につきましては、この「主な着眼点」が確認できるかという観点も含めて作成させて頂く予定としておりますので、あらかじめお伝えをさせて頂きます。

それでは、審査項目「1事業者の状況」の、区分「(1)事業者概要等」における「主な着眼点」をご覧ください。まず、「待機児童解消の貢献意識はあるか。」という着眼点を削除しておりますが、これは、募集条件案において、移管日から令和7年度までの間、原則移管前の定員を継承することとしており、新たに待機児童解消を図る条件としていないことから、削除をしているものです。

次に、審査項目「2園の組織・体制」の「(1)全体計画」における「主な着眼点」をご覧ください。最初の2項目において「教育」という文字を削除している点、ならびに最後の項目「選考方法は正当か。」を削除している点につきましては、前回の審査対象が幼保連携型認定こども園であったところ、今回は保育所を対象としているために削除したものです。

続きまして、「(2)収支計画」をご覧ください。前回の募集の際には「保育料以外に徴収する経費は、保護者にとって負担感がないか。」としておりましたが、今回、「保育料以外に徴収する経費は、移管前の状況を踏まえて考えられているか。」と変更をしております。これは、募集条件の案において、「保護者の費用負担については移管前の状況を踏まえるものとし、」という条件を設けておりますので、この点を反映したものです。

次の区分「(3)職員の育成・配置」をご覧ください。頁をおめくり頂いた下から2番目の項目において、前回の募集では幼保連携型認定こども園を対象としたことから「園長」としていたところを、「施設長」に修正しております。

続きまして、審査項目「3園の運営」にまいります。区分「(1)保育内容に関する計画」について説明をさせて頂きますが、まず、1番目の「芦屋市就学前

カリキュラム及び芦屋市接続期カリキュラムに基づき、適切に作成されているか。」を「保育所保育指針に基づき、適切に作成されているか。」に修正しておりますのは、資料4で説明をさせて頂いた通り、移管後の保育内容等の提案を求めるものではなく、事業者の現在の取組を確認する観点から、本市におけるカリキュラムではなく、全国的な指針である「保育所保育指針」に基づいて適切に作成されているかを問うものとしたものです。

また、3番目の「在園時間の多様性や、入園時期の違いを踏まえる等指導計画に工夫がされているか。」という項目を削除しておりますのは、募集対象が幼保連携型認定こども園から保育所となることに伴う変更です。

3頁目に移っていただき、区分「(4)地域との連携等」をご覧ください。「家庭的保育事業等の連携施設になることについて、3歳の受入機能も含め考えられているか。」という着眼点を削除しておりますが、これは資料4でも説明をさせて頂いた通り、募集条件の案において、移管日から令和7年度までの間、移管前の定員の継承を原則としていることから、家庭的保育事業所を卒所した子どもの受入機能等については審査・評価の余地は少ないと考え、削除したものです。

最後に「(6)その他の提案」の欄をご覧ください。2つ目の項目に「保護者」という文言を追加している点につきましては、移管準備・移管後における保護者の方との連携・協力について、着眼点に加えたものです。また、最後(4番目)の項目につきましては、施設整備に係る想定を踏まえ、施設の整備だけでなく維持管理という観点を含めた記載に修正しているものです。

次の5頁及び6頁については第3次審査に係るものになりますが、第3次審査については実地の状況を確認するものであるため、対象が幼保連携型認定こども園から保育所となったこと等による変更を除き、特段の変更は行っておりません。

続いて資料6「採点方法について(案)」をご覧ください。

前回の募集から変更をしている点といたしましては、項番1「採点方法」の(1)の表の、「評価」の記載がございます。前回の募集のように、新たに施設を設置運営する事案では、係る事業者の提案等が優れているかといった観点から評価軸を設定しておりましたが、今回の募集においては、“移管前の保育内容等の継承を基本とする”という条件があることを踏まえ、どのように評価をしていくかという点について再度整理が必要と考えました。

ここで、保育内容等の継承の対象となる市立打出保育所・大東保育所をはじめ、保育所等の運営について考えますと、例えば「保育所保育指針」等に示されるような各施設に共通する基本的な部分があり、そのうえで各施設の状況に応じた創意工夫や取組等が行われるというのが、基本的な姿であると考えております。

そこで、評価におきましても、まずは、保育の提供や施設運営に係る基本的な事項が踏まえられているかという点を評価し、踏まえられている場合は6点以上、そうでない場合は4点以下としました。

次に、基本的な事項が踏まえられたうえで、創意工夫や取組内容等に優れた点がみられる場合、移管前の保育内容等をはじめとする、移管対象施設それぞれの状況に応じた施設運営が期待できると考え、7点以上として評価を設定しております。

次の(2)につきましては、前回と同様ですが、誤解がないように念のためご説

明をさせていただきます。ここで記載しておりますのは、決して第1次審査から第3次審査まで全ての審査に出席いただいた委員の点数のみを集計するというのではなく、第1次審査、第2次審査、第3次審査のそれぞれの審査において全事業者の選定に携わった委員の点数を集計いたします。そのため、それぞれの審査における出欠の状況により、集計内訳となる委員の構成人数が、それぞれの審査において異なる可能性がございますが、選定委員会としての得点については、(3)に記載のとおり、平均点を採用するということとし、委員の点数を合計するということではございませんので、会としての点数には問題がないと考えております。なお、第3次審査としては最大で2事業者の審査を要しますが、各事業者で1日ずつ審査いただきますので、市立打出保育所・大東保育所それぞれに、最大で2日、両施設を合計いたしますと最大で4日に分けて選定委員会を実施することになります。このことから、第3次審査につきましては、移管対象施設毎の採点集計のなかで、両方の運営施設を調査いただけた方の点数のみを採用させていただきますので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

続きまして項番2「留意事項」ですが、(1)では、第1次審査・第2次審査・第3次審査いずれにおいても、各審査項目の5割を基準点とすることを記載しており、2頁(裏面)の(2)では、全体の得点の7割を基準点とすることを記載しております。その下の(3)では、審査通過の可否を左右するような同点事業者が発生した場合の優劣の考え方を記載しております。

次に、資料7「第1次審査～第3次審査のタイムテーブル(案)」をご覧ください。こちらの資料につきましても、基本的には、過日にご審議を頂いた、伊勢幼稚園敷地を活用した幼保連携型認定こども園の整備における資料と同じですので、前回からの修正箇所である朱書き部分を中心に説明をさせていただきます。

前回から内容を変更しているのは主に項番1「第1次審査(書類審査)」でございます。前半に募集条件の案のなかでご説明をさせて頂きましたとおり、今回は市立打出保育所・大東保育所それぞれに事業者募集を行いますので、審査もそれぞれについて行うこととなりますが、第1次審査につきましては、2施設分を1日で審査する案としております。具体的には、5分程度で会議運営上の説明等を行った後、市立打出保育所に係る審査を65分間で実施する設定としております。その後、引き続いて市立大東保育所に係る審査を行うこととし、両施設に係る審査が終了した後、それぞれ第2次審査対象事業者についての情報共有を行う予定としております。伊勢幼稚園敷地に係る募集においては、45分間をかけて情報共有を行う予定を設定しておりましたが、この部分については、第1次審査前に開催を予定しております、応募書類に関する情報共有の場で一定補うことができるものと考えておりますので、第1次審査としては、委員の皆様のご負担も考慮し、全体を3時間程度でおさめる案とさせて頂いております。

次の項番2の「第2次審査(事業者面接)」、項番3の「第3次審査(実地調査)」については伊勢幼稚園敷地に係る募集におけるものから特段の変更は行っておりません。第2次審査につきましては、市立打出保育所について表に記載されている約270分の審査を、市立大東保育所についても表に記載されている約270分の審査を、それぞれ実施するものとしております。なお、表のなかの文言について、前回は「社会福祉法人A」等と表記をしておりましたところ、「事業者A」という表記に変更はしておりますが、こちらは資料の他の箇所に記

載している「事業者」という文言に統一を図っているに過ぎないため、朱書きとはしていません。

第3次審査につきましては、実地調査対象施設1施設あたりのタイムテーブルとなりますので、仮に市立打出保育所に係る実地調査対象施設が2施設、市立大東保育所に係る実地調査対象施設が2施設ある場合には、表に記載している190分の審査を4回行うこととなります。委員の皆様には大変お手数をお掛け致しますが、何卒よろしく願いいたします。

なお、資料6の記載においては「法人」という語句を用いておりますが、事業者の組織形態に係る条件については、現時点では検討中であることを補足させていただきます。

(委員長) 審査について、ご説明いただきました。その前の応募条件に関する協議では沢山意見が出ましたが、3月にもう一度、委員会が開催される予定とのことですのでこの辺りで締めさせていただきます。

事務局から何か連絡事項はありますか。

#### 【事務局から連絡事項】

(委員長) それではこれもちまして、第2回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

<閉会>